

納得感なし！ 双方の意見も聞かず 過半数代表者を、そのまま引き継ぐ！？



盛岡支社内において、3月16日に「八戸統括センター」「盛岡統括センター」が発足となりますが、両統括センターとも営業統括センターの過半数代表者が担うことに対する、不安と疑問の声が出され、2月15日に盛地申7号「盛岡支社での現業機関における柔軟な働き方の実現について（その5）」における団体交渉にて会社と議論しました。

会社の主な主張

【過半数代表者について】

- ・（統括センター発足が）会社組織上は「新設」となるが、労働基準法の事業場とすれば「名称変更」という手続き。
- ・盛岡を例にすると、労働基準法の手続き上は「盛岡営業統括センター」を「盛岡統括センター」への名称変更。そのため、過半数代表者についても「盛岡営業統括センター」の代表者が引き継ぐ形となる。その任期は3月16日～31日。
- ・一ノ関統括センター時も同様の手続き。一ノ関統括センターは一ノ関運輸区の名称変更。
- ・現営業統括センターの過半数代表者は、選挙をして選ばれているので会社が指名したわけではない。運輸区社員が投票していないのは、現営業統括センターへ運輸区社員が異動してきたイメージとなるため、投票していないとはならない。
- ・様々なやり方がある中でこのやり方を選択した。事前通知が出てから、3月16日までに過半数代表者を決定して36協定締結となれば良いが、ならない場合を想定してこのやり方を採用。



職場の約半分の人が投票行為をしていない人が手続きを理由に一方的に過半数代表者を引き継ぐのは納得感がないわね。

【36協定について】

- ・営業統括センターの36協定が3月16日以降も引き続き有効。次期代表者とは2024年5月1日からの締結期間。その時は名称が変わっているので、統括センターの労働者数を記載して労基署に提出する。
- ・3月16日～31日までの間で、延長協議等が発生した場合は現営業統括センターの36協定が締結されているため、現営業統括センターの過半数代表者が対応する。

労働基準監督署から見解を聞きました

- ・過半数代表者同士が話し合わずに片方が代表になるのは駄目ではないか。消失する代表者側が納得しないのではないかな？
- ・新たな事業所になっても締結期間は有効。
- ・誰かが一方的に決めるのは相応しくない。民主的に決める必要がある。



労基署の見解と相違がありすぎるね。本当に公平・公正に決められているのか疑問になるし、選挙の重みが薄れてしまうね。

公平・公正な過半数代表選を求めていこう！